

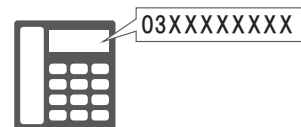
発信者番号表示のサービス概要

※「発信者番号表示」は、「ドコモ光電話バリュー」の月額使用料に含まれるオプションサービスです。

「発信者番号表示」の機能

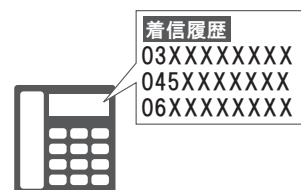
着信番号表示

かけてきた相手の電話番号を電話機のディスプレイに表示します。また、かけてきた相手の電話番号が通知されない場合は、その理由を表示します。



着信履歴表示

留守番電話にメッセージが残っていない場合や電話に出られなかった場合でも、かけてきた相手の電話番号が記録されます。かけ直しの操作も簡単です。



迷惑電話対応

出たくない相手の電話番号を電話機に登録しておけば、着信音を鳴らさずに専用の応答メッセージで対応することができます。



※上記の利用例は、「発信者番号表示」とナンバー・ディスプレイ対応の電話機などの機能を組み合わせることでご利用になれます。機種によっては機能の詳細に違いがあったり、ご利用になれない機能がありますので、詳しくは販売店にご確認いただくか、電話機の取扱説明書をご覧ください。

「通話中着信」を併せてご利用になる場合

ドコモ光電話対応ルーターの「キャッチホン・ディスプレイ」機能を使用することで、「通話中着信」での割り込み着信の際にも電話番号が表示可能です。※初期設定では、キャッチホン・ディスプレイ機能を「使用しない」に設定されています。

※ドコモ光電話対応ルーター「PR-200NE」「RV-230シリーズ」「RT-200シリーズ」をご利用の方は、最新のファームウェアにバージョンアップすることをご利用いただけます。

※「通話中着信」での割り込み着信時に、ご契約者と最初の通話相手の双方とも約1秒程度無音になります。

※キャッチホン・ディスプレイ対応の電話機が必要となります。

他のオプションサービス等と併せてご利用の場合の留意事項

サービス名等	留意事項
ナンバー・リクエスト	非通知でかかってきた場合は、着信しないため、「非通知」等の表示はされません。
通話中着信	「通話中着信」等での割り込み着信の際には、「発信者番号表示」による電話番号の表示はできません。
転送でんわ	<p>「転送でんわ」による転送先への電話番号通知については、転送の設定状況にかかわらず発信元電話番号が表示されます。また、転送の設定状況にかかわらず、発信元(A)が「184」をダイヤルすると電話番号は通知されません。</p> <p>Bが「転送でんわ」を、Cが「発信者番号表示」を契約している場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>無条件転送 : 発信元Aの電話番号を表示 無応答時転送 : 発信元Aの電話番号を表示 話中時転送 : 発信元Aの電話番号を表示</p> </div> <p style="text-align: center;">発信元 A 転送元 B 転送先 C</p>
迷惑電話ストップサービス	「迷惑電話リスト」に登録した電話番号からの着信には、メッセージで応答し、着信しないため電話番号などは表示はされません。
追加番号	「発信者番号表示」は、「ドコモ光電話」利用回線ごとのご契約となるため、契約番号・追加番号への着信の区別なく表示可能な電話番号を表示します。
指定着信機能*	指定着信番号は表示されません。

*「ドコモ光電話対応ルーター」の機能です。

ご注意ください

国内の加入電話や携帯電話から発信された場合、「0」以外から始まる番号が表示されることはありません。

「0」以外から始まる番号が表示されているにもかかわらず、通話先が警察や官公庁などの公的機関を名乗るなど、あたかも国内から発信しているような内容を装っている場合には、振り込め詐欺等の可能性に十分ご注意ください。

発信者番号表示のご利用方法

電話機等の確認

- 本サービスのご利用には、ナンバー・ディスプレイ対応の通信機器やアダプターの設置、およびその設定が必要となります。
- 通信機器にディスプレイがあってもナンバー・ディスプレイに対応していないと電話番号は表示されません。
- ナンバー・ディスプレイに対応した通信機器にはIDやcID、ND、「ナンバー・ディスプレイ対応」などと表示されています。

電話機等の接続に関する注意点

- 本サービスの工事日までに現在ご利用の電話機をナンバー・ディスプレイ対応の電話機などにお取り替えのうえナンバー・ディスプレイ機能を「ON」にしてください。
- ナンバー・ディスプレイ未対応の電話機でご利用される場合は、ナンバー・ディスプレイ対応のアダプターを設置してください。

※万一、本サービスに対応していない電話機を接続した場合、短い断続した呼び出し音の後、通常の呼び出し音が聞こえますので、通常の呼び出し音に変わってから電話に出るようにしてください。通常の呼び出し音に変わるまで5～6秒かかります。

※本サービスを利用している回線に本サービス対応の電話機と本サービスに対応していない自動応答端末(留守番電話機やFAXなど)を同時に接続すると、接続方法によっては番号の表示ができなかったり、途中で通話が切断される場合などがあります。

電話機等の主な接続例

例1

ナンバー・ディスプレイ対応電話機を1台接続する場合

ドコモ光電話対応ルーターにナンバー・ディスプレイ対応電話機を接続します。電話機にコードレス子機がセットになっている場合は、親機を接続します。



例2

加入電話機とナンバー・ディスプレイ対応アダプターを接続する場合

アダプターに添付されているコードをアダプター背面の「電話回線コード差し込み口」に接続し、もう一方をドコモ光電話対応ルーターに接続します。

加入電話機の電話機コードをアダプター背面の「電話機コード差し込み口」に接続します。



ディスプレイ等への表示内容

かけてきた相手が電話番号を通知するか否かによって次のような内容が表示されます。

電話種別	電話回線のご利用形態	発信時の操作	表示例
ひかり電話・ 加入電話・ INSネット からの発信	通知	相手の電話番号	「0312345678」
		「186」+相手の電話番号	
		「184」+相手の電話番号	「非通知」、「ヒツウチ」または「P」
	非通知	相手の電話番号	
		「186」+相手の電話番号	
		「184」+相手の電話番号	「非通知」、「ヒツウチ」または「P」
公衆電話からの発信		相手の電話番号	「公衆電話」、「コウシュウデンワ」 または「C」
		「186」+相手の電話番号	
		「184」+相手の電話番号	「非通知」、「ヒツウチ」または「P」
国際電話などで電話番号を 通知できない通話		相手の電話番号	「表示圏外」、「ヒョウジケンガイ」 または「O」、「S」
		「186」+相手の電話番号	
		「184」+相手の電話番号	

※ご利用の通信機器によって表示内容が異なる場合があります。

※一部通信事業者(移動体通信事業者、IP電話事業者含む)経由の通話、一部を除く国際電話など電話番号を通知できない通話および公衆電話からの通話については電話番号は表示されず、電話番号を通知できない理由(「表示圏外」、「公衆電話」等)がディスプレイに表示されます。

※かけてきた相手の利用電話回線が「通常非通知」のご契約になっている場合や、電話番号の前に「184」をつけてかけてきた場合など、かけてきた相手の意思により電話番号を通知しない通話については電話番号は表示されず「非通知」表示となります。

※電話をかけてきた相手の方がIP電話から電話をかけてきた場合、電話番号および電話番号を表示できない理由(「非通知」、「表示圏外」等)については、各IP電話事業者により異なります。また、表示された電話番号に折り返し電話をかけてもつながらない場合があります。(接続の可否および時期については各IP電話事業者により異なります。)

※ご利用の通信機器によっては、電話番号も電話番号を表示できない理由も表示されない場合があります。

ナンバー・リクエストのサービス概要

※「ナンバー・リクエスト」は、「ドコモ光電話バリュー」の月額使用料に含まれるオプションサービスです。

「ナンバー・リクエスト」の機能

電話番号を「通知しない」でかけてきた相手に「おそれいりますが、電話番号の前に186をつけてダイヤルするなど、あなたの電話番号を通知しておかけ直してください。」と音声メッセージで応答する機能です。この場合、着信音はなりません(かけた方には通話料金がかかります)。

例)「おそれいりますが、電話番号の前に186をつけてダイヤルするなど、あなたの電話番号を通知しておかけ直してください。」



※ご契約時は停止状態です。ご利用いただくためには電話機による開始の設定が必要です。

ご利用上の留意事項

ご利用いただくには、「発信者番号表示*」のご契約が必要です。

*「発信者番号表示」のご利用には、ナンバー・ディスプレイ対応電話機が必要です。

※自動車・携帯電話(一部事業者)、国際電話(一部除く)などからの電話番号を通知できない着信、公衆電話からの着信についてはナンバー・リクエストは機能せず、そのまま着信します。

※「データ接続」で着信した場合、音声メッセージでの応答はしません。

他のオプションサービスと併せてご利用の場合の留意事項

サービス名等	留意事項
通話中着信	お話し中にあとからかかってきた電話(割り込み電話)が電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、キャッチホンは機能せず、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。
転送でんわ	転送でんわの転送機能を利用中に電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、電話は転送されず、かけた人には「ナンバー・リクエスト」のメッセージで応答します。
迷惑電話ストップサービス	「迷惑電話リスト」に登録されている電話番号を「通知しない」でかけてきた電話番号の場合、「迷惑電話ストップサービス」のメッセージで応答します。
着信お知らせメール	電話をかけてきた相手が非通知により拒否された着信には、お知らせメールを送信しません。
追加番号	「ナンバー・リクエスト」は、「ドコモ光電話」利用回線ごとのご契約となるため、電話番号ごとに「ナンバー・リクエスト」のサービス開始/停止の設定をする必要はありません。

ナンバー・リクエスト開始／停止の設定操作

電話機により設定を行います。

ご契約時は停止状態です。ご利用いただくためには開始の設定が必要です。

※設定の際には、プッシュ信号を送出できる電話機が必要です。

※「ナンバー・リクエスト」の開始・停止の操作には通話料金がかかりません。

※「データ接続」で発信した場合、接続できません。

■ ナンバー・リクエストを開始する

①	1 4 8	受話器をあげて 1 4 8 をダイヤルします。
(ガイダンス)		『ナンバー・リクエストの設定を行います。サービスの停止は①、サービスの開始は②を押してください。』 ※ガイダンスが流れる前に、①、②をダイヤルすると正常に動作しない場合があります。 ※ガイダンスの途中でも、ガイダンスを最後まで聞かずに①、②のダイヤル操作を行うことができます(スキップ機能)。
②	1	1 をダイヤルしてください。
(ガイダンス)		『サービスを開始します。しばらくお待ちください。』 『サービスを開始しました。』
設定完了		ここで電話を切ってください。ナンバー・リクエストが開始されます。

■ ナンバー・リクエストを停止する

①	1 4 8	受話器をあげて 1 4 8 をダイヤルします。
(ガイダンス)		『ナンバー・リクエストの設定を行います。サービスの停止は①、サービスの開始は②を押してください。』 ※ガイダンスが流れる前に、①、②をダイヤルすると正常に動作しない場合があります。 ※ガイダンスの途中でも、ガイダンスを最後まで聞かずに①、②のダイヤル操作を行うことができます(スキップ機能)。
②	0	0 をダイヤルしてください。
(ガイダンス)		『サービスを停止します。しばらくお待ちください。』 『サービスを停止しました。』
設定完了		ここで電話を切ってください。ナンバー・リクエストが停止されます。

「発信者個人情報保護ガイドライン」について

郵政省（現、総務省）は、本サービスにより通知された電話番号が不当に利用されることを防止するため、平成8年11月に「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を制定しました。このガイドラインは、本サービスの事業用利用者を対象とし、番号情報の適正利用を促しています。郵政省（現、総務省）は同年11月に関連業界に対しガイドラインの周知を行いました。当社では、発信電話番号情報を適正にご利用いただくよう、サービスをご利用いただくお客さまに対して、ガイドラインをご理解いただくよう努めるとともに、電話サービス契約約款などに盛り込みました。

「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

●発信者情報通知サービスの利用における 発信者個人情報の保護に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、発信電話番号等発信者に関する個人情報を通知する電気通信サービス（以下「発信者情報通知サービス」という。）の利用者を対象として、通知を受けた個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、発信電話番号等発信者に関する個人情報及びこれに結合して保有される個人情報を保護することを目的とする。

2. 定義

(1) 発信者個人情報

発信者情報通知サービスにより通知される個人に関する情報であって、当該情報に含まれる電話番号、氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、影像又は音声により当該発信者を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該発信者を識別できるものを含む。）をいう。

(2) 事業用サービス利用者

発信者情報通知サービスを利用する法人その他の団体及び自己が営む事業において発信者情報通知サービスを利用する個人をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。

(3) 記録

コンピューター等による自動処理を行うかどうかにかかわらず、通知された発信者個人情報を後に取り出すことができる状態で保存することをいう。ただし、発信者に対して折り返し通信を行う目的で一時的に発信者個人情報を保存する場合を除く。

3. 発信者個人情報の記録の制限等

(1) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報を記録する場合には、記録目的を明確にし、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

(2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の記録を行う場合、情報主体に対し、発信者個人情報を記録すること及び記録目的を告げなければならない。ただし、情報主体が既にこれを知っている場合はこの限りではない。

(3) 事業用サービス利用者は、コンピューター等による自動処理により発信者個人情報の記録を行う電話番号について、誰もが知り得る簡便でわかりやすい方法で周知しなければならない。

4. 発信者個人情報の利用の制限

事業用サービス利用者は、記録目的の範囲を超えて、発信者個人情報を利用してはならない。

5. 発信者個人情報の提供の制限

事業用サービス利用者は、発信者個人情報を外部へ提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、記録目的にかかわらず、当該個人情報を外部へ提供することができる。

(1) 発信者が外部への提供について同意した場合

(2) 法令の規定により提供が求められた場合

6. 不当な差別的取扱いの制限

事業用サービス利用者は、発信者情報通知サービスの利用に際し、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

7. 発信者個人情報の適正管理

(1) 事業用サービス利用者は、記録目的に応じて発信者個人情報の正確性を保つよう努めなければならない。

(2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報への不当なアクセス、その紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対して適切な保護措置を講じなければならない。

(3) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の処理を外部に委託する場合には、契約等の法律行為に基づき、当該発信者個人情報に関する秘密の保持等に関する事項を明確にし、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

8. 事業用サービス利用者の発信者個人情報の開示及び訂正・削除

(1) 事業用サービス利用者は、情報主体から自己に関する発信者個人情報の開示の請求があった場合、本人であることを確認した上でこれに応じなければならない。

(2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報に誤りがあって、情報主体から訂正・削除を求められた場合、正当な理由なく、その請求を拒んではならない。

(3) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の誤りを訂正・削除するまでは、その情報を利用してはならない。

サービス
利用
マーク

- 「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」は、「発信者個人情報の記録を行う電話番号について、だれもが知り得るよう周知すること」と定めています。
- サービス利用者は注文受付などにサービスを利用していることを一般のお客さまにお知らせする際に「サービス利用マーク」をご利用ください。

広告使用例

ビザ配達のオーダーは下記の電話番号へ

03-1234-5678

受付時間／午前9:00～午後9:00（月・祝日を除く）

「ナンバー・ディスプレイ」を利用しています。

名刺使用例

〇〇商事
代表取締役
野△夫
〒100 東京都千代田区外幸町1-3-1
(03) 1234-5678

「ナンバー・ディスプレイ」を利用しています。

「ナンバー・ディスプレイ」を利用しています。